

令和7年3月25日

令和7年守山市議会3月定例会議員提出会議案

令和7年3月25日

令和7年守山市議会3月定例会議員提出会議案目次

会議第1号	守山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案	3
意見書第1号	陸上自衛隊饗庭野演習場での榴弾砲等実弾射撃訓練の 中止を求める意見書	5
意見書第2号	米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書	7
意見書第3号	日米地位協定の抜本的改定を求める意見書	10
意見書第4号	選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書	12
意見書第5号	選択的夫婦別姓制度の議論活性化を求める意見書	14
意見書第6号	「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」 ではなく旧姓の通称使用の法制化を求める意見書	16

会議第1号

守山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和7年3月25日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 森 貴尉

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 福井 寿美子

賛成者 守山市議会議員 二上 勝友

賛成者 守山市議会議員 田中 均

賛成者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 今江 恒夫

賛成者 守山市議会議員 藤木 猛

賛成者 守山市議会議員 上田 佐和

賛成者 守山市議会議員 新野 富美夫

守山市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

守山市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「および第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「または報酬、福利厚生」を「もしくは報酬もしくは福利厚生」に、「その他」を「または」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」および「この章および第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章および第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章および第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

意見書第1号

陸上自衛隊饗庭野演習場での榴弾砲等実弾射撃訓練の中止を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和7年3月25日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

陸上自衛隊饗庭野演習場での榴弾砲等実弾射撃訓練の中止を求める意見書

陸上自衛隊饗庭野演習場で 2025 年 2 月 3 日午後、訓練中に発射した砲弾の落下位置が確認できず、演習場外に着弾した可能性は否定できない。

陸上自衛隊によると、その日は、日本原駐屯地所属の陸上自衛隊中部方面隊特科連隊第三大隊が 155 ミリ榴弾砲 F H70 の実弾射撃を行っていたもので、そのうちの一発の着弾が確認できないというものである。155 ミリ榴弾砲のほか、対戦車誘導弾、105 ミリ砲を搭載した機動戦闘車など各種火器を揃えた実弾射撃訓練中だったと報じられており、そのなかでも 155 ミリ榴弾砲は、最も大型で、射程約 20 キロ、砲弾は 40 キログラムといわれている。

饗庭野演習場では、2015 年 7 月に重機関銃弾が民家の屋根を貫通、2018 年 11 月には 81 ミリ迫撃砲弾が国道脇の自動車を破損、2019 年 9 月には照明弾が民家近くに落下、2021 年 6 月には 120 ミリ迫撃砲弾が場外の山林に着弾するなど、人命を奪いかねない重大事故が繰り返されている。陸上自衛隊は、事故の要因を「人為的ミス」としているが、そもそも東西の直線距離が 8 キロほど、面積 2,400 ヘクタールの狭い演習場でこうした実弾射撃訓練をすることに無理がある。

特に重機関銃、迫撃砲、155 ミリ榴弾砲などの実弾射撃訓練を中止する以外に、演習場周辺の安全は確保できない。

陸上自衛隊におかれては、今回事故の経過・原因を明らかにするとともに、陸上自衛隊饗庭野演習場において、今後、射程距離の長い実弾射撃訓練は実施しないことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 25 日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

内閣総理大臣
防衛大臣

宛

意見書第2号

米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和7年3月25日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

米不足への緊急対応と米政策の転換を求める意見書

現在、米の流通と価格に異常事態が続いている。昨年夏の深刻な米不足を契機に新米の集荷競争が激化し、農協など既存の集荷業者に米が集まらない、街の米穀店や飲食業者などでも必要な量が確保できない事態となっている。

長引く米の品不足と価格高騰を受け、政府は備蓄米を放出する仕組みの導入を打ち出したが、今回の方針転換は遅きに失すると同時に、根本には、需要が毎年減ることを前提に米の生産量をギリギリに抑え、令和3年から2年連続で20万トン以上も減産し、流通や価格を完全に市場にゆだねてきた米政策によるものである。生産者米価が長期にわたり低落し、コロナ禍による需要減少で大暴落したのも、災害や訪日外国人増などわずかの需給変動で急騰したのも、それによるものである。

米の生産基盤は弱体化の一方で、米農家は2000年以降、175万戸から約3分の1へ激減、70歳以上が約6割に達している。2024年の負債1千万円以上の米農家の倒産、廃業件数は過去最多（帝国データバンク調査）となっている。米卸売業の団体は生産者の減少で今後、需要を国内産で賄えなくなると警告している。

国におかれては、米不足に緊急に対応するとともに、米の需給と価格の安定に責任を持ち、国民の食糧を確保する政策に転換するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望するものである。

記

- 1 生産者団体や流通・小売業界と協力し、店頭十分に米が出回るよう緊急対策を講じるとともに、これにより生産者に価格の変動による不利益を生じさせないよう対策すること。
- 2 米の価格保障や農家への所得補償を抜本的に充実し、大多数の農業者が安定して生産を続けられる条件を整えること。
- 3 価格高騰により米の小売業者の仕入資金が不足していることから、借入条件の優遇、別枠融資、利率の軽減等の緊急対策を講じること。
- 4 備蓄米の支給を低所得者や貧困家庭へも行き届くように制度を改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

滋賀県守山市議会議員 渡邊 邦男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣

宛

意見書第3号

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和7年3月25日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 川本 佳子

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 藤原 浩美

日米地位協定の抜本的改定を求める意見書

在沖米軍・米兵による「16歳未満の少女に対する誘拐性暴力事件」が2023年12月に発生していたことが、翌年6月の沖縄慰霊の日の後に、報道で明らかにされた。これまで幾度となく起きる事件・事故のたびに問われてきた沖縄の基地過重負担の是正、日米地位協定見直しをなおざりにし、基地があるが故に再発する事件・事故を防ぐことのできなかった私たち大人に責任がある。さらに米軍関係者の性暴力事件が、その後も沖縄で立て続けに発生していたことが明らかになった。「被害者のプライバシーを守ること」を口実に、事件が沖縄県と県民に速やかに報告されず隠されている。

事件・事故のたびに、国民の命と安全を守るべき国は、「綱紀肅正と再発防止」と言い続けてきたが、一向に事態は改善されておらず、加害者米軍・米兵に特権を与えている日米地位協定の理不尽さは明らかである。戦後80年を経ても基地がある故に命が脅かされ、人権が蹂躪され続けている沖縄の現状を一日も早く打開しなければならない。

安全保障の問題が国の専管事項ならば、政府が率先して責任を持ってこの不平等で理不尽な地位協定の改定に乗り出す責任がある。よって、基地周辺の地域住民が安全・安心に暮らす権利と地方自治が尊重されるよう、「日米地位協定の抜本的改定」に向けた真剣な議論が求められる。

全国知事会は、2004年7月に日米地位協定の抜本的見直しを求めることを決議し、2018年8月にも日米地位協定の見直しを含む「米軍基地負担に関する提言」を行った。それ以後、多くの地方議会が意見書を採択している。国は真摯にその声に向き合うべきである。

本議会は、日本政府が早急に、日米地位協定を抜本的改定することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

内閣総理大臣	宛
内閣官房長官	
外務大臣	
防衛大臣	
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）	

意見書第4号

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和7年3月25日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 藤原 浩美

賛成者 守山市議会議員 小牧 一美

賛成者 守山市議会議員 川本 佳子

選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書

現在、婚姻時に夫婦同姓が義務付けられているのは、法務省が把握する限り、日本だけのことである。女性の社会進出が進むにつれて家族の在り方が多様化していることを背景に、経済界および若者世代を中心として、夫婦が望む場合には結婚後もそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度の実現を求める声が高まっている。

日本経済団体連合会は昨年6月に「希望すれば、不自由なく、自らの姓を自身で選択することができる制度を早期に実現すべく、政府に提言する」として、選択的夫婦別姓の導入に関する提言を発表した。提言では、旧姓の通称使用の拡大に関して、「ビジネスの現場においても、女性活躍が進めば進むほど通称使用による弊害が顕在化するようになった」と具体的な事例を挙げて指摘している。

報道機関が行った世論調査では選択的夫婦別姓の導入を望む声が多数となっている。夫婦同姓制度によって、アイデンティティの喪失、日常生活・職業生活における不利益、不便、苦情が生じており、社会の実態に即した法整備を進める必要がある。ジェンダー平等の視点からも、選択的夫婦別姓制度の早期導入は喫緊の課題である。

よって、政府においては、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を早期に法制化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

宛

意見書第5号

選択的夫婦別姓制度の議論活性化を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和7年3月25日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 田中 均

賛成者 守山市議会議員 森 貴尉

賛成者 守山市議会議員 榎本 花菜恵

賛成者 守山市議会議員 二上 勝友

選択的夫婦別姓制度の議論活性化を求める意見書

選択的夫婦別姓制度は、結婚後の姓を夫婦同姓とするか別姓とするかを選択できる制度である。現在の夫婦同姓制度では、生まれ持った姓で築いてきた信用や実績への改姓時の影響や、離婚、再婚時の子どもの苗字選択に関しての困難が指摘されており、男女が改姓による不利益を被ることなく、法律的に家族として支えあうことができる選択的夫婦別姓制度の実現を求める声が上がっている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組みを進めているが、通称使用では、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘され、令和6年6月18日に日本経済団体連合会から「選択肢のある社会の実現を目指して」として選択的夫婦別姓の早期実現を求める提言書が提出された。また、通称使用は国際的には通用しないとして反対の声も出されている。

選択的夫婦別姓制度の導入は、多様性、男女共同参画、基本的人権の尊重される社会の実現に寄与すると考えられる。

一方で選択的夫婦別姓制度の導入によって家族の一体感が失われることや、子どもの姓の選択方法など課題が存在する。

政府は世論の動向や最高裁での判断趣旨等を踏まえて、国会および政府は選択的夫婦別姓制度の在り方について責任をもって議論していかなければならない。

以上から国会および政府に対し、選択的夫婦別姓制度にかかる議論を積極的に行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣

宛

意見書第6号

「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」ではなく旧姓の
通称使用の法制化を求める意見書

上記の会議案を別紙のとおり提出します。

令和7年3月25日提出

守山市議会議長 渡邊 邦男 様

提出者 守山市議会議員 北野 裕也

賛成者 守山市議会議員 今江 恒夫

「選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について」ではなく旧姓の通称使用の法制化を求める意見書

先の衆議院議員総選挙において争点の一つであった「いわゆる選択的夫婦別姓制度」が、今国会において改めて議論され、制度の導入に関心が高まっているが、以下の4点により当該制度は導入すべきではないと考える。

1点目は、国民の多数が現行の夫婦同姓制度の維持を望んでいるからである。内閣府が令和4年3月に公表した調査によれば、「いわゆる選択的夫婦別姓制度」の導入に賛成した人が28.9%である一方、夫婦同姓制度の維持に賛成、つまり選択的夫婦別姓に反対した人が27.0%、夫婦同姓制度を維持しつつ旧姓の通称使用の法制化に賛成した人が42.2%で合計69.2%となっている。そのため、まずは旧姓の通称使用の法制化を優先して実現することで、夫婦同姓によって不利益・不便を抱える国民を救済すべきであり、決して選択的夫婦別姓を優先して導入すべきではない。

2点目は、夫婦別姓が必然的に招く親子別姓によって、親に対する不信感や情緒不安定、学校等でのいじめ等が生じ、子どもへ悪影響を与える可能性を全く考慮していないことからである。

3点目は、「いわゆる選択的夫婦別姓制度」の導入派が夫婦のアイデンティティを重視する一方、子どものアイデンティティや家族の一体感への配慮が全くなされていないからである。なお、最高裁の判決では、婚姻に際して「氏の変更を強制されない自由」は、人格的利益ではあるが人格権ではないと考えられ、現行の夫婦同姓制度は日本国憲法第14条等にも反してはいない。

4点目は、夫婦同姓制度は世界でも日本にしかないとの意見がある一方で、諸外国の氏制度はその国の歴史・文化を踏まえたまさに多様なものであり、日本の夫婦同姓制度もその一つであることから、何ら批判されるべきものではないからである。

よって、国におかれては、安易に選択的夫婦別姓制度を導入することなく、課題の解決に向けて下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 旧姓の通称使用を拡充する法制度を優先的に創設すること。
- 2 「いわゆる選択的夫婦別姓制度」に係る国民の見解・認識を正確に把握することの重要性に鑑み、慎重に国民の真意を把握すること。
- 3 選択的夫婦別姓制度が子どもに与える影響への研究・分析が不十分なことから、専門家等による調査のための委員会を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月25日

滋賀県守山市議会議長 渡邊 邦男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
法務大臣
外務大臣

宛